

問い合わせ先

警備救難部刑事課

専門官 関田

03-3591-6361（内線 5403）

03-3581-7946（夜間直通）

警備救難部救難課

海浜事故対策官 上之段

03-3591-6361（内線 5902）

03-3581-2828（夜間直通）

交通部安全課

課長補佐 戸ノ崎

03-3591-6361（内線 6302）

03-3591-2776（夜間直通）

平成19年4月23日

海上保安庁

プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り 及びマリンレジャー活動に係る集中安全推進活動の実施について

海上保安庁では、近年船舶検査を適切に受検していない小型船舶が多数存在するとの状況を踏まえ、これら船舶の海難防止及び無検査運航等悪質な犯罪の防止の観点から、プレジャーボート等の活動が活発となる時期を捉えプレジャーボート等に対する積極的指導・取締りを、また、マリンレジャー活動が特に活発となるゴールデンウィークから夏季における、マリンレジャー事故の未然防止及び死者・行方不明者の減少を図るため、ゴールデンウィーク及び夏季期間におけるマリンレジャー集中安全推進活動をそれぞれ下記により実施します。

その内容は次のとおりです。

期 間

- 1 プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り期間
平成19年4月27日（金）から同9月2日（日）までの間
- 2 マリンレジャー集中安全推進活動期間
 - （1）ゴールデンウィーク安全推進旬間
平成19年4月27日（金）から同年5月6日（日）までの10日間
 - （2）夏季安全推進期間
平成19年7月14日（土）から同年9月2日（日）までの間

重点事項

1 プレジャーボート等に対する積極的指導・取締り

国土交通省海事局によれば、近年、船舶検査を適切に受検していない小型船舶が3～4万隻存在し、これらの中には有効な船舶検査証書を保有しないまま航行している船舶も相当数あると見込まれています。

このような状況を放置すると、船体・機関の整備不良等による事故が多発する恐れがあるとともに、小型船舶の安全にかかる法秩序の乱れも懸念されることから、本指導・取締り期間においては、洋上のプレジャーボート等へ赴いて安全指導・立入り検査を実施し、船舶検査の有効期間及び定期的検査の受検状況について確認するなど、小型船舶に対する積極的指導・取締りを実施します。

2 マリンレジャー集中安全推進活動

自己救命策確保の推進

テーマ：海で安全に楽しく遊ぶために ～大切な命を自分で守る～

[自己救命策三つの基本]

- (1) ライフジャケットの常時着用 浮力の確保
- (2) 防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保 速やかな救助要請
- (3) 海上保安庁への緊急通報用番号「118番」の有効活用 海のもしもは118番

海事関係団体やマリーナ関係者等と連携を密に保ちながら、マリンレジャー愛好者に対し、海で安全に楽しく遊ぶために、「自己救命策三つの基本」(特に遭難者の生存率を向上させるために有効であるライフジャケットの着用)が大切であることを、新聞・テレビ・ラジオ等を通じて広く周知啓発活動を実施します。

また、プレジャーボート、釣り等のマリンレジャー愛好者に対して、自己救命策の確保について、現場指導等を通じて強力に推進するとともに、海の安全に関する情報提供「沿岸域情報提供システム(MICS)」の積極的な利用について、広く呼び掛けを行います。更に、若年齢層(18歳以下)に対しては、夏季におけるマリンレジャー事故の多発が予想されることから、安全教室の開催等によりマリンレジャー事故防止のための安全指導を行います。

1 . ライフジャケットの有効性について

過去5年間のプレジャーボート等からの海中転落事故を調査した結果、ライフジャケットを着用していた人の生存率は81%であったのに対し、着用していなかった人の生存率は28%であり、ライフジャケットの着用が遭難者の生存率を向上させるために有効であることが確認されています。

2 . 「118番」について

海上保安庁では、海上における事件・事故の緊急通報用電話番号として、警察の「110番」や消防の「119番」のように、覚えやすい局番なし三桁の電話番号である、「118番」を運用しています。

「118番」は、船舶電話からは海上保安庁運用司令センターに、船舶電話以外の電話（一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS）からは、最寄りの各管区海上保安本部運用司令センターに接続され、通話料は無料です。

3 . プレジャーボートの海難事故等について

平成18年におけるプレジャーボート海難隻数は852隻（前年比22隻減）でこれに伴う死者・行方不明者数は24名（前年比1名増）でした。事故は、整備不良等を原因とする機関故障が最も多く、次いで、見張り不十分を原因とする衝突が多くなっています。また、平成18年におけるプレジャーボート乗船者の海中転落などの海難によらない人身事故による死者・行方不明者数は37名（前年比4名増）でした。

これらの事故は、マリンレジャー愛好者のちょっとした安全意識の向上で防止できると思われます。

4 . 釣り中の事故について

平成18年における釣り中の事故者数は273名（前年比61名増）、死者・行方不明者数は106名（前年比15名増）と、前年に比べかなりの増加傾向にあり、事故者のうち68%が転倒等による海中転落であり、その内49%が死亡しています。

釣り中の事故者の生存率の状況をみると、ライフジャケット着用者は79%、非着用者は55%とライフジャケットの有効性は明らかです。また、事故から1時間以内に通報された場合の生存率は76%、1時間以後に通報された場合の生存率は33%と、早期に通報された事故の生存率が高くなっており、複数行動時の事故者の生存率は77%に対し、単独行動時の事故者の生存率は40%となっています。

これらのことから、釣り愛好者に対し、ライフジャケットの着用、連絡手段の確保や複数人による活動について呼び掛けます。

5 . 若年齢層（18歳以下）の事故について

平成18年におけるマリンレジャー事故の中で、若年齢層の事故者数は151名（前年比48名増）、死者・行方不明者数は34名（前年比7名増）と、事故者、死者・行方不明者ともに前年に比べかなりの増加傾向にあることから、引き続き、若年齢層に対し、マリンレジャーへの安全意識の向上について啓発していきます。